

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十九条関係）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
提供を受ける国の機関又は法人	一・二（略）	提供を受ける国の機関又は法人	一・二（略）
三 金融庁又は財務省	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十八条の登録、同法第三十条第一項若しくは第三十三条の二第一項（同法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十四条第一項（同法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）若しくは第六十六条の二の登録、同法第六十六条の六第一項の届出、同法第六十八条第二項若しくは第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第一百一条の十一第一項の認可、同法第百	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十八条の登録、同法第三十条第一項の届出、同法第六十四条第一項（同法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の登録、同法第六十八条第二項若しくは第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第一百一条の十一第一項若しくは第四百十条第一項の認可、同法第一百五十二条第二項の届出又は同法第一百五十六条の二十四第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十八条の登録、同法第三十条第一項の届出、同法第六十四条第一項（同法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の登録、同法第六十八条第二項若しくは第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第一百一条の十一第一項若しくは第四百十条
事	務	事	務

<p>四 金融庁又は財務省</p>	
<p>外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）による同法第三条第一項の登録、同法第十二条第一項（同法第十三条の五において準用する場合を含む。）の届出、同法第十三条の二第一項の許可又は同法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項の登録に関する事務であつ</p>	<p>三条第三項若しくは第百三条の二第一項の届出、同法第百六条の三第一項の認可、同条第三項（同法第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第百六条の三第四項ただし書若しくは第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第百六条の十四第三項若しくは第百六条の十五の届出、同法第百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第百四十条第一項の認可、同法第百四十九条第二項の届出、同法第百五十五条第一項の認可、同法第百五十五条の七の届出又は同法第百五十六条の二十四第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四 金融庁又は財務省</p>	
<p>外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）による同法第三条第一項の登録、同法第十二条第一項の届出又は同法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	

五 省 金融庁又は財務		六 省 金融庁又は財務	七 省 金融庁又は財務
て総務省令で定めるもの	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）による同法第六条の認可、同法第十条の三第二項、第十条の四第一項（同法第十条の七において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第一項の届出、同法第八十七条の登録又は同法第九十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）による同法第四条の登録又は同法第八条第一項若しくは第二十九条の二第一項（同法第二十九条の五において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）による同法第三条の免許、同法第三十四条の十四第一項の認可、同法第三十四条の二十第三項若しくは第三十四条の二十

五 省 金融庁又は財務		六 省 金融庁又は財務	七 省 金融庁又は財務
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）による同法第六条の認可、同法第十条の三第二項若しくは第六十九条第一項の届出、同法第八十七条の登録又は同法第九十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）による同法第四条の登録又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）による同法第三条の免許、同法第三十四条の十四第一項若しくは第三十四条の二十三第一項の認可又は同法第五十一条の

<p>八〇百二十 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>の二第二項の届出、同法第三十四条の二十 三第一項若しくは第三十四条の二十八第一 項の認可、同条第三項(同法第三十四条の 三十四第四項及び第三十四条の四十第四項 において準用する場合を含む。)の届出、 同法第三十四条の二十八第四項ただし書若 しくは第三十四条の三十四第一項若しくは 第三項ただし書の認可、同法第三十四条の 三十七第三項若しくは第三十四条の三十八 の届出、同法第三十四条の四十第一項若し しくは第三項ただし書の認可、同法第五十一 条の二第二項の届出、同法第五十五条の二 第一項の認可又は同法第五十五条の八の届 出に関する事務であつて総務省令で定める もの</p>
<p>八〇百二十 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>二第二項の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>